公益社団法人高知市観光協会スポーツ合宿支援事業助成金交付要綱

（平成25年６月14日　制定）

改正　平成26年4月1日

（趣旨）

1. この要綱は、アマチュアスポーツ団体（以下、「スポーツ団体」という。）合宿を誘致した高知市内の宿泊施設（高知県旅館業法施行条例第４条第１項第６号の規定に基づく「青少年教育施設」は除く。）（以下、「宿泊施設」という。）に対し、公益社団法人高知市観光協会（以下、「協会」という。）からの激励品として提供する食料費の一部を助成することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者および要件）

第２条　助成対象者は、以下のいずれの要件も満たした合宿を受け入れた宿泊施設とする。

1. 連続した3泊以上かつ延50泊以上の宿泊を行うもの

　②　大会等への参加のみが目的では無いもの

　③　宗教活動または政治活動を目的としないもの

④　公序良俗を乱す恐れのないもの

２　前項の規定にかかわらず、助成対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第４条各号のいずれかに該当すると認める場合は、助成金の交付の対象としない。

（助成金額）

第３条　助成金は、別表の区分に従い支給する。

（助成金の使途）

第４条　助成金は合宿団体への激励品として地場産品の購入に充てるものとする。

２　合宿団体に対して、激励品は協会からの提供であることを明らかにするものとする。

（申請）

第５条　助成を受けようとする者は、合宿が終了した後に交付申請・請求書（様式第１号）、助成金実績報告書（様式第１－１号）及び合宿団体に発行した請求書の写しを、公益社団法人高知市観光協会会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。

２　前項に規定する交付請求書は月単位でまとめて作成するものとする。但し、助成金実績報告書は、一合宿につき一枚作成するものとする。

（決定）

第６条　会長は、前条による請求が適当であると認めたときは、交付決定兼振り込み通知書（様式第２号）を申請者に交付し、様式第１号に記載された指定口座に助成金を振り込むものとする。

２　前条による請求が要件を満たしていないと認めたときは不決定とし、文書で通知する。

（取り消し）

第７条　助成金の請求後、申請内容に虚偽が認められたときは、会長は助成を取り消すことができる。

２　助成金が既に支払われている場合には、返還を求めるものとする。

（検査等）

第８条　会長は必要に応じ、助成申請者に対し助成事業の実施状況の報告を求め、または調査ができるものとする。

（関係書類の整備）

第９条　申請者は、申請の根拠となる関係書類を整備・保管し、業務完了年度の翌年から５年間保存するものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めのない事項については、協会が別に定めるものとする。

附則

　この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 延　宿　泊　数 | 助成　金　額 |
| 50泊以上99泊以下 | ２０，０００円 |
| 100泊以上199泊以下 | ３０，０００円 |
| 200泊以上 | ４０，０００円 |